

在留邦人・旅行者の皆様へ

平成26年3月4日
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

児童の夜間外出禁止条例の施行について

- 1 3月4日、サンクトペテルブルク市から、児童の夜間外出禁止に関する条例が施行されました。
本条例の施行により、サンクトペテルブルク市内では、午後10時から午前6時(夏は午後11時から午前6時)までの間、児童(16歳未満)が保護者の同伴無く外出することが禁止されました。
- 2 この条例に違反した場合、児童の保護者に罰金(1回目3000ルーブル、2回目5000ルーブル)が科せられ、児童が飲食店の中で保護された場合は、飲食店の経営者に対しても罰金(15,000ルーブル)が科せられます。
- 3 つきましては、法令に違反することがないように十分注意していただくようお願いいたします。